

MyJCB Cashmap接続利用規定

第1条 (目的)

本規定は、株式会社ジェーシーシー（以下「JCB」という）および株式会社ジェーシーシーの指定するカード発行会社（以下「カード発行会社」といい、JCBと併せて「両社」という）が提供するサービス「MyJCB」（以下「MyJCB」という）の利用登録（以下「利用登録」という）を行った会員（以下「MyJCB利用者」という）が第2条に定める「MyJCB Cashmap接続」を利用する場合の条件等を定めるものである。

第2条 (定義)

- 「Cashmap」とは、JCBおよびJCBの提携するカード会社（カード発行会社を含むが、これに限られない）が、特定の会員資格を有するMyJCB利用者向けに提供するサービスで、利用登録を行った者（以下「Cashmap利用者」という）の委託に基づき、金融機関の口座情報、クレジットカードの情報その他の情報を反復・継続して取得し、Cashmap利用者によりこれらの情報の一元管理を可能とすることなどを内容とするサービスをいう。なお、Cashmapのサービス内容の詳細については、「Cashmap利用者規定」に定める。また、Cashmapのサービス内容の概要およびCashmapの提供主体については、JCBホームページ内のCashmapサービス説明ページ等に掲載する。
- 「連携先法人」とは、Cashmapの提供主体であるJCBおよびJCBの提携するカード会社のうち、Cashmap利用者との間でCashmapにかかるとする契約を締結した企業をいう。なお、JCBは必ず連携先法人に含まれる。
- 「MyJCB Cashmap接続」（以下「本サービス」という）とは、MyJCB利用者の委託に基づき、両社が連携先法人に対して、
 - カード発行会社およびカードの名称・種類・カード番号（下4桁）に関する情報
 - カードのお支払い口座に関する情報
 - カードの請求予定額、利用金額および利用明細に関する情報
 - カードの利用可能な金額および利用可能枠に関する情報
 - 上記のほか、MyJCB利用者がMyJCBを利用することにより閲覧できる情報（(1)(2)(3)(4)(5)を併せて、以下「本件カード情報」という）を提供し、Cashmap利用者による閲覧、編集その他の利用を可能とするサービスをいう。

第3条 (対象会員)

本サービスを利用することができる者は、MyJCB利用者のうち両社が承認する者とする。

第4条 (利用の申請)

- 本サービスの利用を希望する者は、本規定を承認のうえ、両社が公表している方法により両社に申請し、両社の承認を得るものとする。
- 本サービスの利用を終了する場合は、Cashmapにおいて連携先法人所定の手続を行わなければならない。

第5条 (本サービスの内容、連携先法人の利用目的等)

- 本サービスは、MyJCB利用者の委託に基づき、両社が、MyJCB利用者に代わって、連携先法人に対して本件カード情報を反復・継続して提供し、Cashmap利用者による閲覧、編集その他の利用を可能とするサービスである。本サービスが提供された結果、連携先法人およびCashmap利用者は本件カード情報を収集・保存することとなる。
- 連携先法人は、本サービスの提供により収集・保存した本件カード情報について、以下の目的のために利用する。
 - Cashmapの提供
 - 連携先法人のクレジットカード事業その他の連携先法人の事業（連携先法人の定款記載の事業をいう。以下「連携先法人事業」という場合において同じ）における取引上の判断（連携先法人のクレジットカード事業における与信判断を含む）
 - 本件カード情報を分析し、これによって得たデータにより、Cashmapの改善、新機能の追加等、ならびに連携先法人事業における新商品、新サービス等の開発、市場分析、市場調査等を行うこと
 - 連携先法人事業における訪問、宣伝物の送付または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による、連携先法人の営業案内
 - 刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供
 - Cashmap利用者が連携先法人の提携会社所定の手続を行った場合に、Cashmap利用者の委託に基づき、連携先法人が当該提携会社に本件カード情報を反復・継続して提供し、当該提携会社が提供するサービスにおいてCashmap利用者による本件カード情報の閲覧、編集その他の利用を可能とすること
- 両社による本サービスの提供は、連携先法人に対して本件カード情報を提供することに限られる。
- 両社は、営業上その他の理由により、本サービスの内容を変更することができるものとする。この場合、両社は、事前にJCBホームページ等で公表またはMyJCB利用者に対し通知する。
- 連携先法人が両社から提供を受けた以降の連携先法人およびCashmap利用者による本件カード情報の管理については、両社はMyJCB利用者に対して一切の責任を負うものではなく、万一、連携先法人またはCashmap利用者が本件カード情報の漏洩等を起こした場合には、MyJCB利用者は、当該漏洩等を起こした者に対して責任を求めるものとする。ただし、JCBまたはカード発行会社が連携先法人である場合において、JCBまたはカード発行会社による本件カード情報の管理に問題があった場合やJCBまたはカード発行会社が本件カード情報の漏洩等を起こした場合については、この限りではない。
- MyJCB利用者は、前各項の内容を理解し、承諾のうえ、本サービスの申込みを行うものとする。

第6条 (通知)

- 両社が本サービスに関し、MyJCB利用者に対して通知を行う場合、原則として、MyJCB利用者が両社に登録したEメールアドレス宛にEメールを送信する方法により、通知を行うものとする。
- MyJCB利用者にEメールアドレスの変更があった場合、MyJCB利用者は両社に対して変更の届出を行うものとする。MyJCB利用者が当該届出を行わなかったことにより、前項の通知がMyJCB利用者には到達しなかった場合、MyJCB利用者が変更の届出を行っていても通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

第7条 (本サービスの提供終了)

両社は、MyJCB利用者が次のいずれかに該当する場合、MyJCB利用者の承諾なくして本サービスの提供を終了するものとする。

- 本規定のいずれかに違反した場合
- MyJCB利用者の信用状態に重大な変化が生じた場合（カード発行会社またはJCBに対する支払を遅延した場合、およびカード発行会社またはJCBに対し債務整理の通知が発せられた場合を含むがこれらに限られない。）
- カード発行会社またはJCBに対し虚偽の申告をしたことが判明した場合
- その他両社が本サービスを利用する者として不適当と判断した場合
- MyJCB利用者規定により利用登録を抹消された場合

第8条 (本サービスの一時停止・中止)

- 両社は、以下の各号に定める事由が発生し、もしくは発生するおそれのあるときは、事前に公表またはMyJCB利用者には通知することなく、本サービスの全部、または一部の提供を停止する措置を取ることができるものとする。
 - 天災、事変、戦争、暴動、火災、停電、電気通信サービスの停止、その他の不可抗力
 - Cashmapの全部または一部の提供が停止された場合
 - 前各号のほか、両社の責に帰すべからざる事由により、本サービスの安全かつ安定的な提供が困難となった場合

2. 両社は、システムの保守等、本サービスの維持管理またはセキュリティの維持に必要な対応を行うため、必要な期間、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとする。この場合、両社は、事前にJCBホームページ等で公表またはMyJCB利用者に対し通知するものとする。ただし、緊急的な保守、セキュリティの確保、システム負荷集中の回避等の緊急を要する場合には、事前の公表および通知をすることなく、本サービスの提供を停止できるものとする。
3. 両社は、MyJCB利用者の信用状態に重大な変化が生じた場合（カード発行会社またはJCBに対する支払を遅延した場合、およびカード発行会社またはJCBに対し債務整理の通知が寄せられた場合を含むがこれらに限られない）、およびMyJCB利用者がカード発行会社またはJCBに対して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、事前にMyJCB利用者には通知することなく、本サービスの全部の提供を停止する措置を取ることができるものとする。
4. 両社は、前各項に基づく本サービスの停止に起因してMyJCB利用者には生じた損害について、一切責任を負わないものとする。

第9条（本サービスの終了）

両社は、天災、事変、戦争、暴動、火災、その他の不可抗力、社会情勢の変化、法令の改廃、監督官庁からの指導、その他技術上または営業上の問題等の理由により、本サービスの全部または一部を終了させることができるものとする。この場合、両社は、事前にJCBホームページ等で公表またはMyJCB利用者には通知するものとする。

第10条（本規定の改定）

両社は、民法の定めに基づき、MyJCB利用者と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができる。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則としてMyJCB利用者に対して当該改定につき通知する。ただし、当該改定が専らMyJCB利用者の利益となるものである場合、またはMyJCB利用者への影響が軽微であると認められる場合、その他MyJCB利用者には不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があるものとする。

第11条（本規定の優越）

本サービスの利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとする。カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、「カード発行会社」、「カード発行会社およびJCB」、「両社」、「JCBまたはカード発行会社」を「JCB」と読み替えるものとする。

(MCM01・20250304)